

所得税の確定申告と

【申告期間】 2月3日(月)～3月17日(月)

市・県民税【国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料】の申告は

期限内にお願いします

市税務課市民税係(福岡庁舎) ☎43・8117

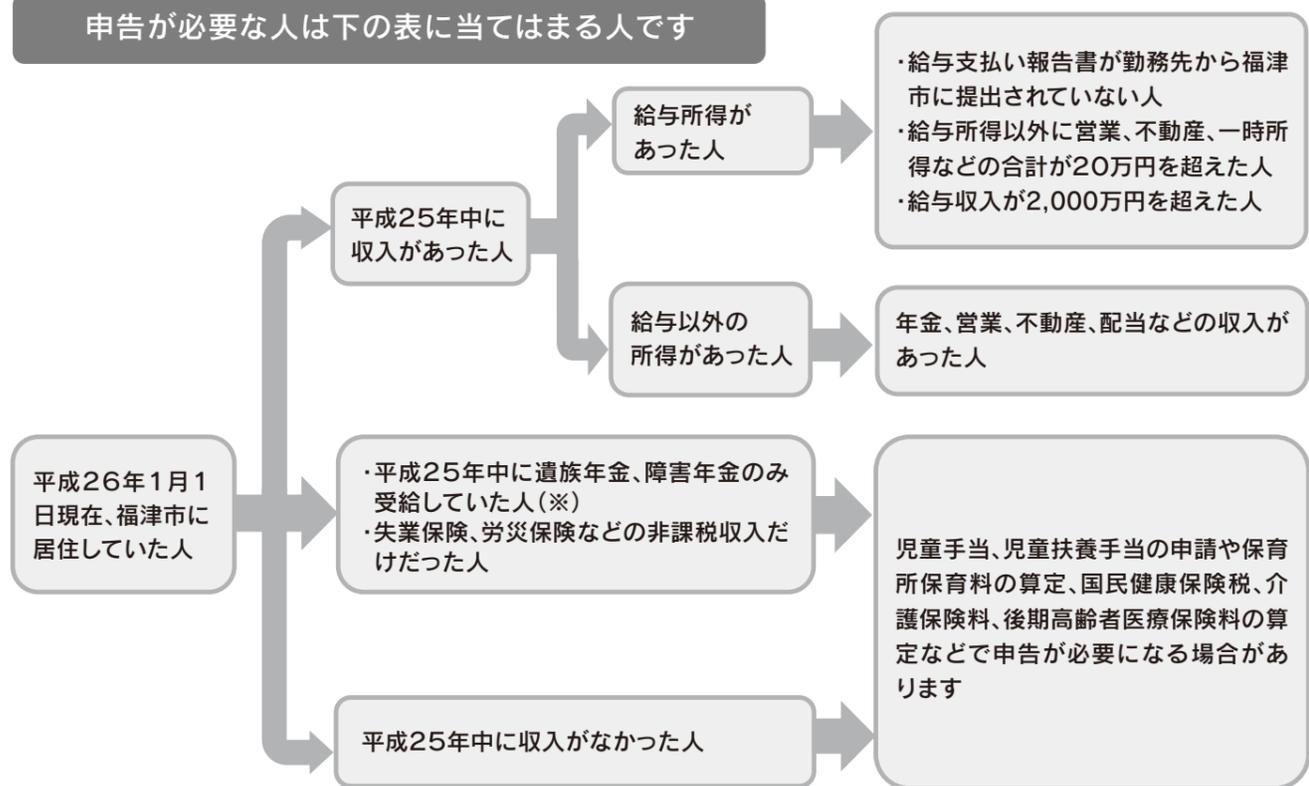
2月3日(月)から確定申告の受け付けが始まります。

所得税の確定申告をした人、給与所得者で年末調整が済んでいる人は、市県民税の申告を行ったことになります(下の表参照)。

しかし、所得税がかからない人でも、市県民税の申告をする必要がある場合があります。市県民税の申告をしないと、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の正しい算定ができない場合があります。

また、公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告書の提出を要しないことになっています。ただし、扶養控除や医療費控除、生命保険料控除など所得の控除がある場合、確定申告で税金が戻ってきたり、市・県民税を減額できたりすることがあります。詳しくはご相談ください。

申告が必要な人は下の表に当てはまる人です



※遺族年金、障害年金のみの収入で、どなたも扶養していない人は、電話での申告受付を行っています。

申告に持って来るもの(申告内容によって異なります)

- ①印鑑(認印可) ②申告書が送られてきた人は、その申告書 ③事業収入のある人は、収支内訳書 ④その他の収入がある人は、収入・経費が分かる明細 ⑤生命保険料控除や地震保険料控除、旧長期損害保険料控除のある人は、保険会社の証明書 ⑥社会保険料控除のある人は、国民健康保険税や任意継続保険料、国民年金保険料、介護保険料などの領収書または証明書 ⑦本人または扶養親族が障がい者である場合は、身体障害者手帳など ⑧医療費控除を受ける人は支払った医療費の領収書、健康保険や生命保険などで補てんされた金額の分かるもの(事前に合計しておいてください) ⑨住宅借入金等特別控除を受ける人は、必要書類 ⑩雑損控除を受ける人は被害の内容を証明する書類 ⑪所得税還付の場合のみ、申告者名義の金融機関の口座番号

平成26年度住民税(市・県民税)の主な改正点

1 個人住民税の均等割額の改正

東日本大震災復興基本法の理念に基づき、地方公共団体の防災力強化のための防災費用を確保する目的で、個人住民税均等割が平成35年度まで、市民税・県民税ともに500円加算されます。

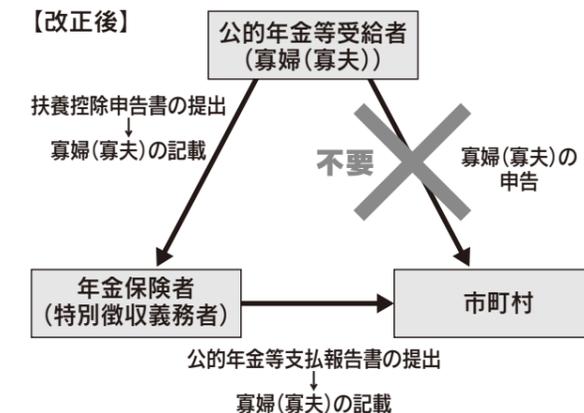
住民税均等割額	現行 (平成25年度まで)	特例期間 (平成26年度から35年度まで)
県民税	1,500円	2,000円
市民税	3,000円	3,500円
合計	4,500円	5,500円

※県民税の均等割には、森林環境税500円が含まれています

2 公的年金所得者の寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の個人住民税の申告手続きの簡素化

所得税において、年金受給者に係る源泉徴収税額の計算で控除の対象とされる人的控除の範囲に「寡婦(夫)」控除が加えられ、年金保険者(日本年金機構など)が市町村に提出する公的年金支払報告書に新たに「寡婦(夫)」の項目が追加されることになりました。公的年金等に係る所得以外の所得を有しない人は、寡婦(夫)控除を受けるための住民税の申告書の提出が不要になりました。

ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書に「寡婦(夫)」の記載を忘れたり、扶養控除申告書を提出しなかったりした人は、「寡婦(夫)」の控除が適用されません。控除の適用には、確定申告または住民税の申告が必要です。



3 ふるさと寄付金税額控除の見直し

平成25年分から復興特別所得税が創設されたことに伴い、「ふるさと寄付金(都道府県または、市町村に対する寄付金)」に係る個人住民税の寄付金控除について、平成26年度から特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率(※)に、復興特別所得税(100分の2.1)を乗じて得た率が加算されます。

①住民税の寄付金税額控除額の計算方法について

【寄附金額(総所得金額等の30%を限度)−2,000円】×10%(市民税6% 県民税4%)

②控除分・・・ふるさと寄付金の場合に限り、基本控除に加算(所得割の10%が限度)

(寄附金額−2,000円)×

【90%−0~40%(所得税の限界税率)】×特例控除割合

改正

(寄附金額−2,000円)×

【90%−0~40%(所得税の限界税率×1.021)】×特例控除割合

※限界税率とは、所得税の税額計算の際に適用される税率のことです。

所得税の限界税率	
課税所得金額	税率
～ 1,949,000円	5%
1,950,000円～ 3,299,000円	10%
3,300,000円～ 6,949,000円	20%
6,950,000円～ 8,999,000円	23%
9,000,000円～ 17,999,000円	33%
18,000,000円～	40%

！ 臨時福祉給付金が支給されます

4月から消費税が8%に引き上げられますが、所得の低いかたがたへの負担を考慮して、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金が支給される予定です。

給付金の申請時期、支給時期などについては、今後広報誌などでお知らせします。

●給付対象者

平成26年度分市民税(均等割)が課税されないかた(非課税のかた)が対象です。ただし、ご自身を扶養しているかたが課税される場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外です。

(税の情報が明らかである必要があります。確定申告、住民税申告を期限内にお願いします。)

●給付金額

給付対象者1人につき、10,000円

給付対象者の中で、老齢基礎年金、児童扶養手当などの受給者などは5,000円の加算

臨時福祉給付金についての問い合わせ 市福祉課(福岡庁舎) 専用電話 43・8158